

法廷のメモは
 傍聴人の権利
 学務職員・梅埴三 59
 (千葉県相市)
 差延のメモを禁止された
 アメリカ人弁護士「裁判
 の公開に容るるまで」と、
 損害賠償を求めていた裁判
 で、東京地裁は「裁判を傍聴
 できる自由は訴訟によらずに
 十分。メモは補充行為に過
 ぎず、その訴旨は裁判員を目
 由裁判に属すると、請求を
 棄却した。
 傍聴人は裁判の内容を正
 確に把握をなすべからずな
 い。そのために、進捗に入
 った段階で、要旨を頭の中
 は十分、要旨を頭の中
 整理しながらメモをとる。そ
 れを競返して、双方の主張
 や判決の旨を正しく判断す
 る必要がある。
 裁判所は禁止の論拠とし
 て、証人の心理的圧迫や
 内容が正確に外部へ伝わる
 恐れを挙げているが、メ
 モがひどくあまの記憶
 に基づいて、外部に内容が曲
 がって伝えられた危険が大き
 いと、故に、故に、故に、故に、
 にはメモが認められている
 だから、証人の影響をメ
 ムにするのは望ましくない。
 メモの禁止は「裁判公開」
 の目的に反し、傍聴人の権利
 を不当に制限するもので、裁
 判所にとりも向う利益はな
 いはずだ。

Yonemitsu, 2/18/87